

堺健福総第1601号
令和2年11月20日

社会福祉法人 こころの窓 理事長 様

堺市長 永 藤 英 機



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、下記のとおりです。

記

(有効期間)

令和2年11月20日 から 令和7年11月19日 まで